

水防法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第一号

水防法施行規則の一部を改正する規則

水防法施行規則（昭和二十四年十月奈良県規則第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三号を次のように改める。

第三号（第五条、第六条関係）

通報水位、警戒水位及び特別警戒水位

河川名	量水標の所在地	通報水位（メートル）	警戒水位（メートル）	特別警戒水位（メートル）	量水標の所在を示す符号
紀の川	五條市小島町五〇三番の二地先	二・九〇	六・二〇	七・五〇	リア
紀の川	吉野郡吉野町大字 上市二二九四番の八地先	三・五〇	五・四〇	五・五〇	リイ
紀の川	吉野郡川上村大字 東川六四〇番の二地先	四・三〇	七・四〇	一〇・三〇	リウ
丹生川	吉野郡下市町大字 貝原七〇一番の一地先	一・六〇	三・二〇	四・四〇	リエ

曾我川	富雄川	富雄川	竜田川	竜田川	葛下川	大和川	大和川	大和川	高見川
檀原市曾我町一番	生駒市高山町六八 二九番の一地先	奈良市石木町六三 一番地先	生駒市一分町八九 二番の一地先	生駒郡平群町吉新 一丁目四一四番の 一地先	香芝市大字高三四 番の二地先	桜井市大字慈恩寺 一〇七四番の一地 先	桜井市大字大泉八 〇九番地先	天理市嘉幡町三六 八番地先	吉野郡東吉野村大 字小川九九番地先
一・三〇	〇・九〇	一・〇〇	一・〇〇	一・一〇	一・五〇	一・一〇	二・二〇	一・六〇	二・二〇
二・六〇	一・五〇	一・七〇	一・八〇	二・二〇	二・五〇	一・六〇	三・三〇	三・一〇	三・三〇
三・一〇	二・二〇	一・八〇	二・〇〇	三・三〇	三・三〇	一・七〇	三・四〇	三・二〇	四・二〇
リセ	リス	リシ	リサ	リコ	リケ	リク	リキ	リカ	リオ

米川	寺川	寺川	飛鳥川	高取川	葛城川	葛城川	高田川	曾我川	
榎原市新賀町三二七番の一地先	榎原市十市町一〇九番地先	磯城郡田原本町大字秦庄五九二番の二地先	榎原市南八木町四七七番の一地先	榎原市吉田町一二五番の一地先	榎原市曲川町一四〇番の二地先	北葛城郡広陵町大字広瀬二三三番の一地先	大和高田市大字築山一五六番地先	高市郡高取町大字車木二一三番地先	地先
一・六〇	一・一〇	一・四〇	一・六〇	一・七〇	一・九〇	二・一〇	一・八〇	一・一〇	
二・四〇	一・九〇	二・八〇	二・七〇	二・五〇	三・〇〇	三・三〇	二・六〇	一・九〇	
二・八〇	二・〇〇	三・一〇	二・八〇	二・七〇	三・一〇	三・四〇	二・七〇	二・二〇	
リヌ	リニ	リナ	リト	リテ	リツ	リチ	リタ	リソ	

	宇陀川	宇陀川	布留川	能登川	岩井川	秋篠川	川地蔵院	高瀬川	佐保川
宇陀市菟田野区岩	先 山一八二番の二地 宇陀市大宇陀区西	宇陀市榛原区萩原 一六三番の一地先	天理市川原城町四 〇二番の一地先	奈良市南京終町四 九二番の一地先	奈良市杏町三九三 番地先	奈良市秋篠町九八 番地先	大和郡山市下三橋 町四六番の二地先	大和郡山市横田町 七〇五番の一地先	奈良市北魚屋西二 八番の一地先
	一・三〇	一・七〇	一・〇〇	〇・八〇	二・〇〇	一・一〇	一・二〇	一・五〇	〇・七〇
	一・七〇	二・八〇	一・六〇	一・三〇	三・一〇	二・一〇	一・九〇	二・一〇	一・二〇
	一・八〇	四・二〇	一・七〇	一・四〇	三・五〇	二・二〇	二・二〇	二・二〇	一・三〇
	リミ	リマ	リホ	リヘ	リフ	リヒ	リハ	リノ	リネ

芳野川	崎二七三番の一 地	〇・九〇	一・九〇	二・〇〇	リム
-----	--------------	------	------	------	----

附 則

この規則は、公布の日から施行する。